

# 史跡等保存活用計画における留意すべき構成要素について

内田 和伸 (奈良文化財研究所)

## 1. はじめに

史跡等の保存活用計画においては、史跡等の本質的価値の内容とともに、その構成要素を明らかにする必要がある。『史跡等整備のてびき』では、史跡等の構成要素は、本質的価値を構成する枢要の諸要素と、指定地において本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素に大別し、後者は史跡等の保護に有効な要素と史跡等の保護に有効でない要素に区分する。有効な要素は「時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡等の本質的価値を示す諸要素の保護に好影響を及ぼすもの又は一体をなすもの。当該史跡等の保存・活用を目的として、整備等によって付加された諸施設等を含む。」とし、有効でない要素は「時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、本質的価値の低下を招いているもので、将来的に除去・移転等を検討すべきもの」としている<sup>1)</sup>。ところが、実際に計画策定作業を始めると、構成要素をどのように捉え、どこに分類するかで悩むことになり、構成要素の分類次第で計画上・行政上の扱いが大きく異なることになる。例えば、なんらかの施設を本質的価値の構成要素や史跡にとって有効な要素に分類しなければ台風などで被災しても史跡等の文化財の復旧のための補助の対象にはならなくなることなどが考えられる。

また、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』<sup>2)</sup>では、史跡等の保存活用計画策定時においては新たに念頭に置くべきこととして、

「進化する価値評価の視点」が示されており、史跡等の付加的な事象・事物であっても時間の経過によって新たな視点に基づく価値評価の可能性が生まれ、本質的価値を表す諸要素へと移行するものもあるとしている。ところが、いかなる構成要素が時間の経過に伴って本質的価値を示す構成要素へ移行するのか、具体的には示されていない。

以下に掲げる施設等は、史跡等の保存活用計画策定時の構成要素の分類において特に留意が必要と思われるものである。各史跡等の保存活用計画の具体的事例から各史跡等で構成要素がどのように分類されて位置づけられているかを見てみたい。便宜的に構成要素の大分類をABCD、その下の階層をabcdと区分した。なお、参照すべき構成要素のある史跡等において保存活用計画の策定されていない場合については、最新の保存管理計画を参照した。

## 2. 後の時代の施設

### 特別史跡大坂城跡<sup>3)</sup>

大坂城跡の地は中世には大坂本願寺が建てられ、その跡に近世には羽柴秀吉が大坂城を築き、徳川氏により再建されるなど、幕府における西国支配の拠点となった。明治維新後は旧陸軍の軍事的拠点となる中で、公園としての整備も行われてきた。

大坂城跡の保存管理計画では構成要素をA「大坂城特有の価値を構成する諸要素」とB「その他の要素」に大別し、前者をa「特別史跡大坂城跡の本質的価値を構成する諸要素」とb「近代以降の大坂城特有の歴史的価値を構成する諸要素」に区分してい



図1 特別史跡大坂城跡内の旧砲兵工廠化学分析場と大阪城天守閣

る。Bには登録文化財となっている大阪城天守閣と近代化遺産（近代の軍事関連施設や上水道施設、庭園）をあげている（図1）。

#### 史跡高岡城跡<sup>4)</sup>

高岡城は隠居した加賀藩二代藩主前田利長が慶長14年（1609）3月に築城を開始し、9月に完成した城郭である。利長没年の翌年元和元年（1615）には一国一城令で廃城となっている。三代利常は城跡を高岡町奉行の管理下に置き、加賀藩の塩蔵や米蔵を設置して維持管理した。明治8年（1875）には公園指定され、以降公園としての整備が行われる。

本質的価値は「近世初頭の政治・軍事の状況や築城技術を知る上で重要である」とし、廃城後の「藩政期」の遺構についても本質的な価値に含めるとしている。

指定地内の構成要素の分類では、A「本質的価値を構成する諸要素」、B「その他の諸要素」、C「高岡城跡を理解するために重要な諸要素」（古文書、絵図、古写真等）に大別している。Bでは価値の観点から次の3つに区分する。a「本質的価値に大きな影響を与えているもの」（高岡市民会館・高岡市民体育館等）、b「本質的価値への影響が軽微なもの」、c「指定地の歴史的重層性を示すもの」。

近代遺構をみると、bの朝陽の滝は高岡市上水道の通水記念として昭和6年に作られたもので、cの古城の滝は明治36年、植治こと小川治兵衛の弟子廣



図2 史跡高岡城跡の中島

瀬萬次郎の作と言われる。cの中島（図2）は明治40年に造成され、42年には記念的な皇太子行啓があつて、歴史的重層性があるものに分類されるが、その造成により小竹藪西側下段の平坦面が改変を受けており、本質的価値に大きな影響を与えているとしており<sup>15)</sup>、aにも含まれるものである。すなわち、近代遺構は史跡としては悪影響を与えていても歴史的重層性からは評価できるというのであつて、史跡の価値に重なっているのは近代公園としての価値でもあり、価値の多様性をも示しているのである。

#### 史跡松江城<sup>5)</sup>

松江城は慶長年間に堀尾吉春が築城した平山城で天守（国宝）を残す。指定地内の構成要素の分類では、A「史跡松江城特有の価値を構成する諸要素」とB「その他の要素」に大別している。Aではa「城郭を構成する歴史的建造物」、b「縄張・城郭を構成する石垣・堀等」、c「地下に埋蔵されている遺構・遺物」、d「近世から続く植生」（樹齢150年以上の樹木）に区分している。Bではa「近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素」、b「本質的価値と密接に関わる諸要素」、c「その他の諸要素」に区分している。aは近代化以降の建築や移築されてきた文化遺産等、史跡の景観構成要素となっている植栽で保全すべきものがあげられる。bでは文化財の保存・整備・活用を目的として設けられたものとされ、復元建造物、復元風建造物、遺構平面表示等

があげられる。従って、近代遺構は「近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素」に分類されている。

#### 特別史跡熊本城跡<sup>6)</sup>

熊本城は天正16年（1588）に加藤清正が築城した平山城である。加藤氏改易後、細川氏の治世が明治維新まで続いた。廃藩置県後は鎮西鎮台等軍用地として利用され、西南戦争の舞台ともなった。

特別史跡熊本城跡の指定地内の史跡の構成要素の分類では、A「特別史跡熊本城跡の本質的価値を構成する要素」、B「特別史跡熊本城跡としての価値を高める要素」、C「特別史跡熊本城跡の歴史的経緯を示す諸要素」、D「現代の利用に関する要素」に大別している。Aには、石垣や重要文化財建造物の他、指定地外ではあるが、三の丸藤崎八幡宮跡の社叢としての7本のクスの大木、大正13年の国指定天然記念物「藤崎台のクスノキ群」がある。Bは、a「外観復元建物」、b「復元建物および工作物」、c「移築された歴史的建造物」（旧細川刑部邸・県指定重要文化財）、d「歴史資料」（絵図・文献資料・発掘調査等で出土した遺物・伝世品等）に区分する。Cには、a「築城以前の地下遺構等」として古城横穴群、b「中世の藤崎宮跡等」、c「近代の西南戦争及び軍の地下遺構等」として熊本鎮台本営跡、d「記念碑および顕彰碑」として区分されて事例があげられている。従って、近代遺構は「歴史的経緯を示す諸要素」として分類されている。

#### 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」<sup>7)</sup>

『おくのほそ道』は松尾芭蕉が古歌にまつわる歌枕の名所および由緒・来歴の地を訪ねた紀行文学である。その地は近世近代を通じて観賞の対象になり、往時を偲ぶ優れた風景地である。

壺碑は11-12世紀にかけて出現した歌枕「つぼのいしぶみ」であり、多賀城碑は万治・寛文年間（1658-1673）に土中から発見され、壺碑と関連づけられて有名になったものである。歌枕「壺碑（つぼの石ぶみ）」では芭蕉来訪の二年後、水戸光圀が家

臣を多賀城に派遣し、石碑が苔むした状態であることを知り、仙台藩主伊達綱村に石碑を保護するために提案したのが碑亭（覆屋）であり、これを受けて仙台藩では覆屋を建て、現在まで石碑が保存されてきた経緯がある。

多賀城市内の「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」の指定地内の構成要素は、A「本質的景観要素」、B「歌枕顕彰要素・環境整備要素」、C「無形の要素」に大別している。壺碑でのAは、『おくのほそ道』『曾良随行日記』に記述された要素、もしくは芭蕉来訪時に確実に存在していたと考えられる要素を、指定地の景観における本質的価値を表す有形の自然的人工的な諸要素としている。Bは、歌枕の保護、顕彰活動によって指定地内にもたらされたもの、もしくは絵図や文献などに描写されたもので、指定地の景観の由緒・来歴を示す歴史的に重要な要素とする。Cは、指定地に関連する句会や地元住民による維持管理は、本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ行為とする。

壺碑において、碑亭や道標など芭蕉来訪後の「後の時代の施設」がB「歌枕顕彰要素・環境整備要素」であげられている。

#### 小結

近世城跡に立地する近代遺構の事例については枚挙に暇がないのであるが<sup>8)</sup>、以上、保存活用計画の事例を中心に若干の事例を示した。本書掲載報告では、歴史の重層性を示すものとして、中世城跡の金ヶ崎城跡に近代の神社が立地する事例や、近世城跡の高岡城跡・松江城跡・大坂城跡・仙名城跡に近代遺構が立地する事例があり、また、歌枕の名勝おくのほそ道の風景地では歌枕になって後の歌枕顕彰要素が設けられた事例が見られた。いずれも史跡等の状況に応じた分類をしており、歴史の重層する価値を残す工夫をしているのである。

### 3. 復元建物

復元建物については上記の事例では、熊本城跡は「城跡としての価値を高める要素」、名古屋城跡は「本

質的価値の理解を促進させる諸要素」として、価値を高めたり、理解を促進させるものと位置づけている。

#### 4. 移築建物

上記の事例で移築された建造物遺構について見ると、熊本城跡では細川家初代藩主忠利の弟である刑部少輔興孝が興した家で、城下の下屋敷から移築した旧細川刑部邸があり、「城跡としての価値を高める要素」に位置づけられている<sup>9)</sup>。

松江城では東照宮と楽山神社を合祀した松江神社の社殿が「近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素」に位置づけられている<sup>10)</sup>。

一般的には建造物の時代や性格と遺跡との関係性によって評価が異なり、計画上での取り扱いが異なる。

山形城跡では『山形城跡保存管理計画』<sup>11)</sup>において、城下町に造られた病院建築で昭和44年（1969）に城跡内に移築されている山形市郷土館（重要文化財旧済世館本館、明治11年竣工）については史跡の保護にとって有効でない要素と位置づけ、「次期解体修理時期にあわせて移転先の検討を行う。」としている。

一方、史跡松阪城跡<sup>12)</sup>では『史跡松阪城跡保存管理計画』において、構成要素をA「主たる構成要素」、B「特別な構成要素」、C「その他の構成要素」に分類し、本丸に接する隠居丸へ明治42年に移築さ



図3 史跡松坂城内の本居宣長旧宅

れている本居宣長旧宅（図3）はBに分類している。本居宣長旧宅は城下町の建物跡地とともに特別史跡に指定されており、「元来松坂城跡にあった建物ではないが、明治以降の松坂城の歴史を物語る建物である。」「既に移築後100余年を経て市民権を得ている」として、現状を維持するとしている。

#### 5. 史資料

史跡等の保存管理計画では整備を含む現状変更に備えて不動産中心の物理的環境の構成要素のみを取り上げ、動産の史資料や無形のを多くは取り上げなかったことが多いように思われるが、保存活用計画において史資料はどう位置付けるべきであろうか。

上記の事例で見ると、熊本城跡ではB「城跡としての価値を高める要素」の中のd「歴史資料」とし、狭山池ではA「狭山池特有の価値を構成する要素」のb「狭山池の歴史的価値・機能的価値の説明に不可欠な動産資料」として位置づけられている。

他に、名古屋城跡の保存活用計画ではA「本質的価値を構成する諸要素」をa「近世に形成された諸要素」（石垣・土塁・建造物遺構等）とb「補完する要素」に細分し、bでは旧本丸御殿障壁画、金具類、旧本丸御殿欄間破片とともに史資料（文献、絵図、古写真、実測図など）を入れている<sup>13)</sup>。

さらに、特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存活用計画では、本質的価値を構成する要素の中に、地形・敷地、建物、庭園・植栽、工作物、農地、地下遺構と並んで他所に保管されている史資料を位置づけている<sup>14)</sup>。

障壁画のように取り外して美術品として扱われているものでも建造物の一部であれば当時の建造物と同様にし、学校施設における教科書のような資料であれば出土品と同様にし、それぞれ本質的価値の構成要素とするのが適当ではないだろうか。史跡を歴史の舞台と見立てるならそれらは舞台の一部とそこにある小道具のようなものである。一方、熊本城や狭山池のように史跡の理解に関わる史資料であれ

ば「本質的価値の理解を促進させる諸要素」などの分類が適当ではないだろうか。少し議論や整理が必要かもしれない。

## 6. 無形のもの

上記の名勝おくのはそ道の風景地、多賀城市内の「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」では、指定地に関連する句会や地元住民による維持管理を本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ行為「無形の要素」とする<sup>15)</sup>。また、同名勝、新庄市内の「本合海」でも無形の要素として、最上川と深い関わりがあり、最上川舟運によって栄えてきた本合海地区内の信仰、風習、伝説等とする<sup>16)</sup>。さらに同名勝、大垣市内の「大垣船町川湊」でも本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ無形の要素として、芭蕉蛤塚忌、句作活動をあげる<sup>17)</sup>。

保存活用計画は整備を含む現状変更のコントロールのみの計画ではないため、関連する無形の要素も書き上げて保存と活用の在り方を考えることは極めて有効であると思われる。

なお、『史跡等整備のてびき』においては次のように本質的価値の類型を示し、本質的価値の在り方に応じた整備方針があることについて述べている<sup>18)</sup>。

ア 本質的価値を構成する諸要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの

イ 本質的価値を構成する諸要素が、主として地下に埋蔵されているもの

ウ 本質的価値を構成する諸要素が地上に表出するとともに地下にも埋蔵され、両者が一体となって時代を超えて往時の機能を遺していることに意義があるもの

エ 本質的価値を構成する諸要素が生物であるなどの理由により、一定の振幅の下に変化しているもの

ウには、社寺境内や墓所など信仰の対象となっているものや、近代の生活や産業関連の遺産、条里遺跡など往時の地割を遺しているものなどが含まれる

とする。特に「この分野に属するものは、史跡等の本質的価値が有形の諸要素のみならず宗教儀礼、風俗、生活習慣、生業の在り方などの無形の諸要素にも及び、それらが時代を超えて連綿と受け継がれていることから、もとの姿と比較すると多少の変容を受けているものが多い。このようなものについては遺跡の「もの」としての側面に注目した管理および復旧（修理）の方針のみならず、生活習慣および儀礼などにおける史跡等の使われ方に関する方針についても定め、これらに基づく整備の方針を定める必要がある」としているのである。

## 7. 本来的機能を継続するための新しい施設

上記のウに関わる史跡としては本来的機能を継続するための新しい施設にも留意が必要であろう。

### 特別史跡旧弘道館<sup>19)</sup>

弘道館は天保12年（1841）水戸城内三の丸に開設された水戸藩の藩校である。学校御殿（正庁）、八卦堂、鹿島神社、孔子廟を中心に文館、武館、医学館を配し、武芸施設を充実させた。廃藩置県後の明治5年（1872）、学校御殿に茨城県庁が置かれ、弘道館は閉鎖された。元々の敷地の1/4程度は史跡旧弘道館に指定されているが、他は県庁などとして利用されてきた。

指定地内の構成要素の分類では、A「本質的価値を構成する要素」（藩校時代から残る施設等）、B「本



図4 特別史跡弘道館内の鹿島神社本殿

質的価値に密接に関わる諸要素」(後に復元又は姿が変わった施設等)、C「本質的価値を構成する諸要素以外の要素(公園施設等)」に大別している。Bではa「復元された建造物」とb「藩校時代に存在していたものが機能はそのままで姿を変えて継続して存在するもの」に区分しており、aには通用門・国老詰所・正庁の便所と湯殿・至善堂の便所・井戸屋形(1962)、孔子廟(1970)、八卦堂・土塀(1972)があり、築50年を経たものと経ていないものがある。bには藩校設立当初から存在する鹿島神社の、現在の社殿(昭和49年の伊勢神宮式年遷宮で内宮別宮の旧殿が昭和50年に移築されたもの)(図4)や大鳥居(昭和60年)、藩校時代から存在すると考えられる大径木があげられている。

旧弘道館は学校としての機能は失われているが、学校設立当初からの鹿島神社はその一部として存続し、現在の本殿や大鳥居は建築物・工作物としては更新されてきた。これらを「藩校時代に存在していたものが機能はそのままで姿を変えて継続して存在するもの」として、本質的価値に密接に関わる諸要素に位置づけている。

#### 史跡狭山池<sup>20)</sup>

狭山池は飛鳥時代に築造された我が国最古の溜池で、改修を繰り返して規模を変えながら、現代まで灌漑・治水機能を維持してきた。

指定地内の構成要素は、本質的価値という言葉は用いずに、A「狭山池特有の価値を構成する諸要素」と、B「その他の諸要素」に大別している。Aはa「史跡狭山池にあって現代まで続く、歴史的背景を持つ機能的要素」、b「狭山池と一体となって、歴史的・機能的・文化的価値を構成する諸要素」、c「狭山池の歴史的価値・機能的価値の説明に不可欠な動産資料」に区分する。aは治水・灌漑という根幹の機能に関わるもので、灌漑では、各時代の盛土が積層している北堤、大正末年から昭和初年の改修で設けられた第二取水塔、さらに平成の改修で設けられた取水塔も含まれる。治水では、西除常用洪水吐、東除常用洪水吐等が含まれる。bには歴史的価値、文化

的価値を構成する要素で、竜神祠、松、桜、橋、cには検出された木樋、重源狭山池改修碑、池守田中家文書、出土遺物等がある。

史跡狭山池の場合、特有の価値の構成要素で、現代まで続く歴史的背景を持つ機能的要素として現代の取水塔等があげられている。

#### 小結

以上2例のように当初からの機能が継続している「生きている史跡」であれば新しい施設であっても、「時間の経過に伴って本質的価値を示す構成要素へ移行する」ものになり得るのではないだろうか。ただし、本質的価値への移行にあたっては後の時代の付加的な事象・事物についても価値づけた指定文への変更も必要になるであろう。

## 8. 植栽

一般的には、石垣など遺構に根を張りそれを毀損する植栽は撤去すべきものとし、緑陰を提供するなど史跡等の活用に資する植栽は有効なものとして保全する旨、保存活用計画に明記すべきと考えるが、史跡等の植栽は本質的価値を有するのであろうか。

史跡でも植物を主要な要素とする史跡では扱いが異なるものがある。

史跡森野旧薬園の場合をみよう<sup>21)</sup>。江戸時代に開設された薬園は幕府開設のもの、諸藩開設のもの、森野旧薬園のような本草学者など私設のものがあるが、近代になると大半は閉鎖・廃絶した。森野旧薬園の本質的価値は、当時薬草栽培と薬種の製造が地方物産振興を先導したこと、現在は薬開園当時の状況を保ち、本草学や薬園史の研究に重要な資料を提供していることである。

指定地内の構成要素はA「本質的価値の構成要素」、B「本質的価値に準じる諸要素」、C「その他の諸要素」に大別する。Aは旧薬園の歴史的景観を構成する要素で圃場、園路、畦畔、法面などの地形、建造物、植物とする。植物には当時からの樹木が大木となったサンシュユ、ハンノキ、ナンキンハゼなどがある。当時の樹木が古木として残されていること

は貴重であり、本質的価値の構成要素であることに疑義はないであろう。

史跡松江城<sup>22)</sup>では昭和9年の指定説明文およびその後の追加指定説明文には城山の植生についての言及はない。保存活用計画書によると、江戸時代には城内の樹木は「木苗方<sup>きなえがた</sup>」という組織によって適切に管理され、建築部材、緊急時の食糧、修景に用いられたが、近代になってその組織もなくなり、管理が行き届かなくなったという。後曲輪には樹齢200年前後とされる樹木が24本、他に城内には樹齢150年前後と推定される樹木が199本あるとされており、本質的価値の構成要素とされている。吉田ゆり子氏は松本城や飯田城での城絵図や他の史料の検討などから城郭の中で様々な役割を果たしたであろう植栽も城郭の重要な要素であることを指摘している<sup>23)</sup>。松江城では指定後の調査等により、新たな価値が発見されて保存すべき対象となったのである。

ただ、城が本来の役割で機能した藩政期から存在した樹木ならずべて史跡の本質的価値を有するかどうかは各史跡等で個別に検討が必要と思われる。

城跡ではないが、平成26年3月に策定された、史跡内間御殿保存管理計画書<sup>24)</sup>は史跡内の植栽の価値づけと整備の在り方を考える上で示唆に富むので、以下言及する。

内間御殿は琉球王朝第二尚氏の始祖、尚円王となる金丸が1454年に内間村の地頭として任ぜられて、王位に就くまで15年間居住した邸宅跡で、それから

約190年を経た1666年頃に神殿が造られて国家的な聖地となった。東江殿と西江殿があったが、沖縄戦で焼失し、東江御殿を囲む石牆や先王旧宅碑の台座などが残り歴史的に評価されているが、指定説明文には植栽に関する言及はない。

東江御殿前には樹齢400年以上と言われる「内間御殿のサワフジ」(町指定天然記念物)があり、石牆の内側にフクギが列植されている。史跡内間御殿ではその構成要素をA「本質的な価値を構成する要素」、B「本質的価値に関連する要素」、C「その他の要素」に大別している。さらに、Aではa「一次的要素」として両御殿の構成要素を、b「二次的要素」として金丸・尚円王や両御殿との関係性を有するものを、c「三次的要素」としてこれらに準ずるものとしている。Bはa「活用可能なもの」とb「取り扱いの検討が必要なもの」に細分している。御殿整備前から当地にあると考えられるサワフジはBのaに分類されるが、フクギはA「本質的な価値を構成する要素」のb「二次的要素」に分類されている。東江御殿には28本と合体木(2本)のフクギがあり、その内の5本が樹齢200年以上の巨木で、いずれも琉球王朝時代のもので、石牆同様本質的価値を有するものと考えられないこともない。実はこのフクギの根の影響で石牆が外側に傾いているとされている。こうした悪影響を与えているものについては必要に応じて伐採や剪定、根切り等の措置をとっている<sup>25)</sup>(図5、6)。



図5 史跡内間御殿(北東から)



図6 史跡内間御殿のフクギと石牆(南東部)



図7 特別史跡・特別名勝鹿苑寺（金閣寺）庭園内の復元建物金閣

本来的に管理されていればフクギは現在の程の巨木にはならず、植えなおして石牆を維持すると考えられることから放置によって大きくなった植栽は伐採もやむないという<sup>26)</sup>。

こうした考えは庭園内でもあり得る。さほど広くはない庭園の主木が巨木化し、庭園の他の構成要素との景観的バランスを欠くことになれば当時の主木といえども更新も考えられるからである。

名勝おくのほそ道の「末の松山」では芭蕉来訪当時から存在したと考えられる松（樹齢約480年の市指定保存樹木2本、後継樹2本）が本質的価値の構成要素になっているが、これが枯死した場合、後継木であろうとも、観賞に耐えられるものであれば本質的価値の構成要素と言えるのではないだろうか。これは名勝が観賞という機能を重視するためであり、史跡での植栽の扱いとは異なることになるからである。

## 9. 史跡と名勝の価値の多様性を示す要素

史跡または名勝という文化財の種別の違いにより新しい施設でも本質的価値の構成要素になり得るものもあることが想定されるのである。

保存管理計画等が策定、明記されているわけではないが、特別史跡特別名勝の鹿苑寺（金閣寺）庭園を例に考えてみよう（図7）。舍利殿（金閣）は昭



図8 大阪府指定史跡内の名勝岸和田城庭園（八陣の庭）



図9 大阪府指定史跡内の名勝岸和田城庭園（八陣の庭）の俯瞰

和25年に放火により焼失し、昭和30年に再建され、65年を経ている。これがなかったことを想像すると庭園景観としての中心性を欠くことは明らかであろう。この復元建物は史跡としては「史跡としての価値を高める要素」や「本質的価値の理解を促進させる諸要素」などとして位置づけられるであろうが、名勝庭園の鑑賞という観点からは、復元された時点から本質的価値を有するものと言えよう。

名勝岸和田城庭園（八陣の庭）<sup>27)</sup>は庭園史家で作庭家の重森三玲が岸和田城の本丸跡に昭和28年に岸和田市からの依頼で作庭したものである（図8、9）。庭園の四周からの鑑賞だけでなく、翌年に復興が予定されていた岸和田城天守閣からの俯瞰も意図した独創的なものであった。庭園の立地する本丸跡は大阪府指定の史跡であり、天守閣は歴史的にはなかつ



図10 史跡福山城跡内の福山市福寿館庭園

た外観であり、史跡にとっては本質的価値の構成要素にはなりえないものである。一方、庭園にとっては庭園の背景の一部であり、視点場でもあり、本質的価値の構成要素でもあるのである。

福山城跡<sup>28)</sup>ではA「史跡の本質的価値を構成する要素」とB「史跡の本質的価値を構成する要素以外の要素」に大別し、Bをa「歴史的環境を構成する要素」、b「自然環境を構成する要素」、c「保存・活用に関わる要素」、d「その他の要素」に区分している。

福山城天守は戦災で焼失し、昭和41年に鉄筋コンクリート造で復興したもので、本来のものとは外観の意匠が一部異なるところがある。上記分類ではc「保存・活用に関わる要素」としている。

二の丸北側エリアに所在する国登録文化財の福山市福寿館は昭和初期に「削り節王」と呼ばれた安部和助の別荘であり、当時は天守を借景にした庭園であった。名勝としては未指定・未登録で復興天守は外観の不正確さはあるが、庭園の構成要素としては本質的な価値の構成要素になりうるものであろう(図10)。

## 10. 結び

以上、留意すべき構成要素は他にもあるであろうし、私見とは異なる意見を持たれる読者もいることと思うが、史跡等の持つ歴史的層性や価値の多様

性についても言及しながら保存活用計画において留意すべき特殊な構成要素について私見を述べた。むしろ、特殊な構成要素そのものだけに留意するのではなく、それを含めた構成要素を重要な歴史的意義とその後の個別の遺跡の履歴、現代における多様な価値観にも留意してその史跡等に合った構成要素の分類方法にも腐心すべきであろう。これを機に構成要素の分類に関する理解や計画技術が進み、今後多数策定される保存活用計画の一助になれば望外の喜びである。

### 【補注及び引用文献】

- 1) 『史跡等整備のてびき』 I 総説編・資料編 2005 文化庁文化財部記念物課監修 同成社 p.62
- 2) 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』 2015年3月 文化庁文化財部記念物課 p.27
- 3) 『特別史跡大坂城跡保存管理計画』 2013 大阪市ゆとりとみどり振興局
- 4) 『国指定史跡高岡城跡保存活用計画書』 2017 高岡市教育委員会 pp.35-74
- 5) 『史跡松江城保存活用計画』 2017 松江市 pp.65-67
- 6) 『特別史跡熊本城跡保存活用計画』 2018 熊本市 p.59
- 7) 『名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用計画』 2016 多賀城市教育委員会 pp.26-45
- 8) 拙稿「近世城跡に立地する近現代遺構について」『近世城跡の近現代』平成28年度 遺跡整備・活用研究会報告書 奈良文化財研究所 2017 pp.33-73
- 9) 『特別史跡熊本城跡保存活用計画』 2018 熊本市 p.77
- 10) 『史跡松江城保存活用計画』 2017 松江市 p.77
- 11) 『山形城跡保存管理計画』 2012 山形市教育委員会 p.62、p.144
- 12) 『史跡松阪城跡保存管理計画』 2012 松阪市 pp.72、89-90、109
- 13) 『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』 201 名古屋市
- 14) 『特別史跡廉宿からびに菅茶山旧宅保存活用計画』 2017 福山市教育委員会p.115
- 15) 『名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用計画』 2016 多賀城市教育委員会 pp.26-45
- 16) 『名勝「おくのほそ道の風景地(本合海)」保存活用

- 計画報告書』 2016 新庄市教育委員会 pp.61-72
- 17) 『名勝おくのほそ道の風景地大垣船町川湊保存活用計画書』 2017 大垣市教育委員会 p.50
  - 18) 『史跡等整備のてびき』Ⅱ計画編 2005 文化庁文化財部記念物課監修 同成社 pp.117-122
  - 19) 『国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書』 2017 茨城県p.51、pp.74-78
  - 20) 『史跡狭山池保存活用計画書』 2017 大阪狭山市教育委員会 pp.69-92
  - 21) 『奈良県宇陀市史跡森野旧薬園保存活用計画書』 2017 宇陀市教育委員会 pp.26-43
  - 22) 前掲5) pp.65-67
  - 23) 吉田ゆり子「幻の木々を求めて―城絵図を読み解く」『画像史料論 世界史の読み方』2014 東京外国語大学出版会 pp.258-296
  - 24) 『西原町国指定史跡内間御殿保存管理計画書』 2014 沖縄県西原町教育委員会 p.8、34
  - 25) 琉球大学農学部森林政策学研究室「西原町内間御殿のフクギ林の分布と樹齢の推定に関する調査報告」(2013)『西原町国指定史跡内間御殿整備基本報告書』 2014 沖縄県西原町教育委員会 p.5
  - 26) 西原町教育委員会の山田氏のご教示による。
  - 27) 『岸和田城庭園（八陣の庭）保存活用計画』 岸和田市教育委員会 2018 p.19
  - 28) 『史跡福山城跡保存活用計画』 2018 福山市 p.54-56

**謝辞** 本稿執筆にあたり、前文化庁文化財部記念物課主任調査官（史跡部門）の佐藤正知氏には入稿直前にお目通し頂き、いくつもの丁寧なご指摘を賜った。特に植栽に関しては註22の論考についてご教示頂き、本来的な植栽の目的を明らかにすることの重要性を指摘された。記して謝したい。